

自家用車活用事業の パブリックコメントの状況及び制度案

令和6年3月13日
物流・自動車局

自家用車活用事業(案)(道路運送法第78条第3号関係)

- 自家用車活用事業の実施にあたっては、①車やドライバーの安全性、②事故が起こった際の責任、③適切な労働条件、が重要。
- この観点から、パブリックコメントでは以下の制度案を提示。

(1) 許可基準

○対象地域、時期及び時間帯並びに車両数

- ・ タクシーが不足する地域等や不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。

○資格要件

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

○管理運営体制

- ・ 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
- ・ 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。

○損害賠償能力

- ・ タクシー事業と同等の任意保険（対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上）に加入していること。

(2) 許可に付する条件

○使用する自家用自動車について

- ・ タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知※する範囲内であること。
※ 許可地域ごとに不足車両数の範囲内、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内
- ・ 自家用車活用事業であることを外部に表示すること。

○ドライバーについて

- ・ 事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること。
- ・ 運転者証明を携行させること。

○運送形態・方法について

- ・ タクシー事業者が運送責任を負うこと。
- ・ 運送引受け時に発着地が確定していること。
- ・ 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ・ 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
- ・ 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

(3) 許可期間

- ・ 許可期間は2年とする。

パブリックコメントで提出された主な意見

【運送主体に係る意見】

- ・全国どこでもタクシー事業への新規参入を認め、ライドシェア事業者等が参入できるようにするべき。
- ・素人がドライバーとなることについては、安全面・車体トラブル・料金面での懸念がある。

【台数制限に係る意見】

- ・地域の状況により、タクシー車両数を超えて実施できるよう、柔軟に取り扱うべき。
- ・タクシー不足を補完するという制度趣旨に鑑み、使用可能な自家用車の台数は、タクシー車両の不足分を上限とするべき。

【運賃に係る意見】

- ・ダイナミックプライシングを導入するべきである。
- ・ダイナミックプライシングは、低所得者をはじめとする真の移動困難者を生むものであり、導入するべきではない。

【営業区域に係る意見】

- ・タクシーの営業区域制度に捕らわれると、過疎地域やタクシーが不足している地域での利便性を低下させる。
- ・営業区域の制度がなければ、自家用車が都心部に集中してしまい、タクシーが不足する地域等において、輸送サービスが提供されなくなる。

【対象地域等に係る意見】

- ・対象地域・時期・時間帯の特定に配車アプリ等のデータを使用すると、アプリが普及しておらずタクシーが不足している中核都市等が対象から外れてしまうのではないか。
- ・対象地域は、過疎地域など住民の日常生活に影響が生じている地域に限定するべき。

【その他】

- ・現在のタクシー供給では満たせない部分を補完し、需要に応え、新たな労働力を生み出すことがライドシェアの利点である。
- ・タクシーの補完の観点ではなく、まずはタクシーの充実を行うべき。タクシーの補完をする場合であっても、自家用有償旅客運送の制度拡充を行うべき。

パブリックコメントの反映について(案)

1. 使用可能な車両数（上限設定）

- タクシー営業所ごとの最低車両数（従来は5台）を昨秋緩和した影響等により、地方部において、タクシー不足車両数が営業区域内のタクシー車両数を超える時間帯等もあり得るとの指摘がある。
- このため、このような事情が確認された場合（地方運輸局長が必要と判断した場合）に、タクシー事業者が営業所に配置しているタクシー車両数を超えて、自家用車活用事業による自家用車の使用を可能とする。
- その際、逆に供給過剰に陥ってタクシーと自家用車活用事業が共倒れになることがないように、適切にモニタリングする。

2. 登録可能な車両数

- 当初の制度案では、個々のタクシー事業者による自家用車の「使用可能台数」と「登録可能台数」の区別が不明確だと指摘がある。
- このため、「使用可能台数」はタクシー不足分の範囲内とする一方で、「登録可能台数」には制限を設けないことを明確化する。

3. 隣接営業区域からの応援

- タクシーが不足する地域、時期、時間帯が確認されたにも関わらず、タクシー事業者から不足車両数を満たすだけの自家用車活用事業の許可申請が出てこない場合が生じ得るとの指摘がある。
- そのような場合には、隣接営業区域のタクシー事業者による自家用車活用事業を可能とする。